

2022年11月18日

人事院関東事務局  
事務局長 一之瀬 徹 殿

国家公務関連労働組合関東ブロック協議  
会  
議長 後藤 健二

## 2023年度昇格改善等に関する要求書

国家公務員の給与は、国家公務員法で「その官職と職務と責任に応じてこれをなす」（第62条）とされています。したがって、職員個々の職務の複雑・困難性、責任の程度や知識・経験・能力などが的確・公正・公平に評価され、それに応じて適切な俸給表と級・号俸が決定されなければなりません。しかしながら、高齢層職員は、職場の中心かつ重責を担っているにもかかわらず、昇給停止・抑制措置が講じられていることにくわえて、号俸頭打ちになっている職員も少なくありません。また、2023年度から定年延長制度がスタートしますが、制度運用にかかる級別定数の確保に不安の声があがっています。

昇格について、採用試験区分、所属省庁・機関、男女、世代などの格差が、いまだに解消されていません。いうまでもなく級別定数は、私たちの処遇に直結する重大な労働条件であり、労使の合意にもとづき決定されるべきです。改定・決定が、使用者・政府の権限とされている以上、労働基本権制約の「代償機関」としての貴院の責務は極めて重大です。厳しい業務実施体制や職務・職責に応じた適正な昇格の確保による労働条件改善にむけ、最大限の役割発揮が求められます。

また、初任給が低水準に据え置かれている問題も解消されていません。とりわけ、一般職・高卒者の初任給においては、最低賃金を下回る地域も年々増加し、生活不安が増大しています。これらが国家公務員を志望する者の減少の一因になっているとも言われており、良質で安定的な公務運営のためにも抜本的な改善が求められています。

つきましては、私たちの要求を下記のとおりとりまとめましたので、貴院の誠意ある検討と責任ある対応を求めます。

### 記

#### 1 級別標準職務表等の制度改善について

##### (1) 級別標準職務表の改善

- ① 職務内容が複雑・困難化し、専門性が高度化している実態を踏まえ、各俸給表の代表官職のあり方及びその格付について、抜本的に改善すること。
- ② 行政職（一）の「係員」は3級、「主任」は4級、「係長」は5級、管区「課長補佐」及び地方出先機関「課長」は6級に格付けの上限を引き上げること。
- ③ 行政職（二）の困難性・特殊性をふまえ、各職種の格付け上限を緩和するとともに、部下数要件を撤廃すること。

## (2) 初任給基準表の改善

- ① 最低賃金や民間初任給との格差に鑑み、行政職（一）初任給基準表を抜本的に改善すること。
- ② その他の俸給表についても、行政職（一）初任給基準表を踏まえて改善すること。また、「非常勤職員の給与に関する指針」も同様に改善すること。

## (3) 在級期間表等の改善

- ① 行政職（一）一般職試験（高卒者）採用者の2級昇格の在級期間を7年に短縮すること。
- ② 行政職（二）の在級期間、職務の級の決定の要件等を短縮・緩和すること。
- ③ 昇格の弾力化（5割運用）が恣意的におこなわれないよう各府省の運用を統一すること。

## 2 級別定数の拡大及び昇格運用の改善について

以下の点を踏まえて2023年度定数改定作業を行うこと。また、他の職種も行政職に準じて改善すること。

### (1) 行政職(一)について

- ① 級別定数を大幅に拡大すること。その際、年齢構成上のいわゆる「コブ」対策などに最大限配慮し、特に、4級及び5級をはじめとする職員の昇格・昇給頭打ちを抜本的に改善すること。
- ② 3級への昇格ペースが維持できる定数を確保すること。また、2級への昇格について、機関間格差等が生じないように定数改定をはかること。
- ③ 各単組の要求に基づいて専門職ポストを認めるなど、処遇の抜本的改善をはかること。また、既の実現している専門職の上位定数を大幅に改善すること。
- ④ 在級期間表どおりの昇格に近づけるための定数上の措置を講じること。とりわけ、俸給表の見直しにともない、出先課長については、「課長（標準）」と「課長（困）」がそれぞれ1級上位に格付けられたことをふまえた定数上の措置を速やかに講じること。

### (2) 行政職(二)についての重点要求

部下数運用の一層の緩和及び付加業務評価等により昇格改善を積極的にはかること。あわせて付加業務についての評価基準を明確にすること。

### (3) 高位号俸からの昇格について

高位号俸からの昇格時の対応号俸を見直し、下位号俸からの昇格時と同等の効果を確保すること。とくに、50歳台後半層における昇格については、年齢による給与抑制である対応号俸引き下げ措置を是正すること。

## 3 各種の昇格・昇任差別等の是正について

- (1) 省間、本省・地方の機関間、職種間、世代間による不当な格差を是正すること。

(2) 男女間の昇格・昇任格差を是正するため、人事院として「女性活躍推進法」にもとづく「特定事業主行動計画」が実効あるものとなるよう、各府省における任用等に対する指導をおこなうこと。

(3) 技術系少数職種の昇格改善をおこなうこと。

(4) 採用試験区分にもとづく特権的昇格を是正し、学歴、試験区分、組合所属などによる昇格格差をなくすよう、人事院として特段の指導をおこなうこと。

#### 4 定年延長制度にかかる定数の確保等について

(1) 管理監督職勤務上限年齢制にかかわって、在職者の昇格ペースが維持できる定数を確保するなど、各府省の実態をふまえた措置を十全に講じること。

(2) 昇任・昇格、昇給等の基準の見直しについては、国公労連との協議を尽くし、合意をもとにすすめること。

#### 5 組織・機構の改編に伴う定数の確保について

組織・機構の改編にともなう級別定数の設定にあたっては、労働基本権制約の「代償機能」が確保されるよう、内閣人事局への意見の申し出を含め、必要な対応をおこなうこと。

以 上

2022年11月18日

人事院関東事務局  
事務局長 一之瀬 徹 殿

国家公務関連労働組合関東ブロック協議会  
議長 後藤 健二

## 円安を起因とする物価高騰下における 国家公務員給与に関する要望書

貴院が国家公務員の賃金を含む労働条件に関して、内閣に対しても各府省に対しても、勧告、意見の申出・具申、調査等々で絶えず必要な対応をされていることに、改めて感謝と敬意を表明します。

さて貴院は2022年8月10日に、月例給では0.23%、一時金は0.1ヶ月の改善勧告を出されました。月例給は3年ぶりとなる引き上げでした。ところが勧告後、円安を起因とする輸入価格の値上がり、それに押される形での企業物価の上昇、さらに3%に及ぶ消費者物価の高騰という、重大な事態が私たちの生活を襲っています。貴院の勧告による賃金引上げ分はすでに消失し、国家公務員の生活水準は日に日に落ち込んでいるのが現状です。

以上の事態は国民全体を覆っており、政府自身も経営者団体に賃金引上げを要請するという動きが顕著になっています。11月7日には西村康稔経済産業相と経団連の十倉雅和会長の会談があり、その中で西村大臣は「さらなる賃上げと所得向上に向けて、大胆な思い切った判断を期待したい」と述べるに至っています。こうした中で一部の企業ではインフレ手当を支給する旨の対応も出ています。

以上の事態を鑑み、現時点は人事院勧告時期とは大きく隔たっていますが、貴院が国家公務員労働者の生活を守る視点から、事態改善に向けた必要な対応をとられることを切に要望するものです。

2022年11月18日

財務省関東財務局長 殿

国家公務関連労働組合関東ブロック協議会  
議長 後藤 健二

## 公務員宿舎等に関する重点要求書

公務員宿舎は、全国各地に点在する国の機関等で働く国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、事務・事業の円滑な運営に資することを目的として設置されています。

しかし財務省は、「主として福利厚生目的のものは認めない」として、この間5.6万戸もの宿舎削減を強行するとともに、使用料を平均1.7倍も引き上げ、職員の生活や円滑な業務運営に影響を及ぼしてきました。

そうしたなか、「行政財産の未来像研究会」において公務員宿舎のあり方が議論され、2022年2月には「『最適利用』答申及び行政財産の未来像研究会報告書を踏まえた対応について」（財務省理財局）が打ち出されています。

研究会の報告書では、「東京23区における宿舎確保は喫緊の課題であるが、…まずは若手職員を中心とした独身・単身者向け宿舎を優先的に整備し、宿舎環境を改善していくことを早急に検討すべき」とあります。このことは、近年の公務員志望者の減少傾向に歯止めをかける有効な策の一つであり、早期の具体化が求められます。

また、人事異動で転居をとまなうことが多い国家公務員にとって、公務員宿舎は重要な労働条件であり、災害対応をはじめ、全国斉一の公務・公共サービスを提供するうえでも欠かせないもので、新築も含めて必要戸数の確保は喫緊の課題です。

つきましては、公務員宿舎の確保・拡充・改善に関わる下記の要求事項について、貴職の誠意ある対応を求めます。

### 記

#### 1 公務員宿舎の確保等について

- (1) 宿舎に入居することが認められる職員の類型を廃止し、新築を含め必要な公務員宿舎を確保するとともに、そのための関連予算を大幅に増額すること。
- (2) 国家公務員宿舎の宿舎使用料、駐車場使用料を引き下げること。
- (3) 独立行政法人職員への対応について、国の職員と同様に行うこと。
- (4) 部分廃止した宿舎について、入居者減少に伴う共益費等の負担軽減措置を講ずること。

## 2 公務員宿舎の改善等について

- (1) 宿舎の修繕・改善を早期におこなうため、関連予算を大幅に増額すること。宿舎の建替・修繕・改善にあたっては、テレワーク等の実施に必要な通信環境を整備すること。
- (2) 退去時の修復費の個人負担は、経年劣化によるものは求めないこと。また、原状回復基準に建築年数、耐用年数等による逓減措置を加味するとともに、現行基準の柔軟な運用を含め、退去時の負担軽減となる措置を講ずること。
- (3) 宿舎のセキュリティ対策を充実・強化すること。
- (4) 震災や豪雨などの自然災害で被災した宿舎の建替・修繕及びすべての宿舎の耐震点検・対策を行うため必要な予算を措置すること。

## 3 公務員宿舎の貸与等について

- (1) 新規採用者を含め、職員が確実に入居できるよう貸与を行うこと。また、貸与先宿舎を早期に示すなど、無用な混乱が生じないよう対応すること。
- (2) 短時間再任用職員、非常勤職員、出向職員や単身赴任者の家族などへの公務員宿舎の貸与を認めること。また、僻地に勤務する再任用職員への宿舎貸与は、無料とすること。
- (3) 本府省以外の職員や独立行政法人職員に対する 23 区内宿舎への入居を制限しないこと。
- (4) 1 戸複数入居など劣悪な住環境の実態をただちに解消すること。
- (5) 宿舎の維持及び管理に関する事務は当局が責任をもっておこなうこと。
- (6) 障がい者が入居可能な宿舎を確保すること。
- (7) 宿舎管理人は財務省にて確保し、入居職員を宿舎管理人に選任しないこと。やむを得ず入居職員を宿舎管理人にする場合は、職員の所属する機関と本来業務との関係などを整理し、職員に負担をかけないこと。

## 4 その他

移転料の実費支給の要件とされている「3 社見積もり」を見直すなど、赴任旅費の申請手続きを簡素化し、速やかに支給すること。旅費法改正も含め赴任旅費を改善すること。

以 上